

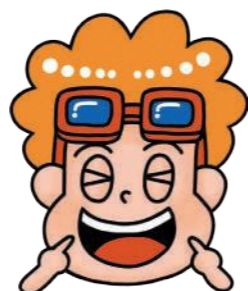
第5章

権利侵害が起きた時は、こどもが相談できる体制を整え、いっしょに取り組みます。

第19条 困ったときには相談し、助けてもらうことができます

こどもは、不安や悩みを持ったときに、相談することができます。

笑顔が戻るよう解決に
向けて取り組みます



第20条 こどもの権利委員会

南砺市に、こどもの権利委員会をつくりました。
南砺市がこどもにとってもっとよいまちになるように話し合います。



いろいろな専門家が
集まったチームを
結成したよ!

第21条 こどもの権利委員会は何をやるの?

こどもの権利に関する取組や計画について、現状に合っているかチェックします。
委員会は、こどもやこどもに関わる大人から意見を聞くことができます。

公平な立場で、
どうすればこどもを守れるかを
常に考えるよ



第22条 委員会の意見は大切にされます

委員会は、こどもの権利が守られているか話し合った結果を市長などに伝えます。
みんなで協力して、こどもが守られる社会により近づいていくために努力します。

一人ひとりの意見を
集めて、
こどもの環境が少しずつ
良くなっていくんだね。



この条例でこどもを守るために、
他にも必要なことは市長が決めるよ。
市長だけでなく、委員会だけでもない。
こどもも大人も、地域みんなで
こどもの権利について考えて、
こどもが守られる社会を実現しよう!

こどもも大人もお互いに
権利を大切にできると、
みんなが幸せに暮らせるね。

